(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東かがわ市伊座字池繁三一五番一から同市小砂四七〇番一まで	前 A	九・七四～	四五・〇三メートル	八・六六一キロメートル
	前 B・C・D	二六・八〇～	一二三・三七	五・九三五
	前 E・F			
	後 A	九・七四～	四五・〇三	八・六六一
	後 B・C・D・E・F・G	二六・八〇～	一二三・三七	六・三三〇

上記A・B・C・D・E・F及びGは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月十九日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
西条市小松町新屋敷字新宮原甲一八五五番五から同市小松町安井字久保田甲四〇三番一まで	前 A	七・八〇～	四六・二〇メートル	六・四五〇キロメートル
	前 B・C・D	二三・五〇～	五五・〇〇	二・〇三二
	後 A	七・八〇～	四六・二〇	六・四五〇
	後 B・C・D・E	二三・五〇～	一二〇・三〇	二・四三二

上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月十九日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十五号及び四百九十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
南国市物部東横田七四三番一から高知市知寄町二丁目三一三番四まで	前 B・C・D・E・F	二〇・九五～	六八・〇〇メートル	一一・二一五キロメートル
	後 A	二〇・九五～	六八・〇〇	一一・二一五
	後 B・C・D・E・F	二〇・五〇～	四五五・〇〇	一二・六一六

上記A・B・C・D・E及びFは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月十九日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　路線名　四国横断自動車道阿南四万十線
(二)　道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
徳島市大原町東千代ケ丸一九番二から同市大原町隠貞四番まで	最大　一五四・四一メートル	
図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所	最小　四二・三九	一・二七四キロメートル

○九州地方整備局告示第二百五十六号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月十九日

九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　路線名　東九州自動車道
(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鹿屋市串良町細山田字十三塚五四九九番七から曽於市大隅町岩川字鳥居川七八八一番一まで	前	一四・六〇～四三・六〇メートル	一七・九八六キロメートル
	後	一四・六〇～四三・六〇	一七・九八六

(三)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二百五十七号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月十九日

九州地方整備局長　金尾　健司

その関係図面は、平成二十六年十二月十九日から三十日間一般の縦覧に供する。

路線名	東九州自動車道
供用開始の区間	鹿屋市串良町細山田字十三塚五四九九番七から曽於市大隅町岩川字鳥居川七八八一番一まで
図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所
供用開始の期日	平成二十六年十二月二十一日

その関係図面は、平成二十六年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

四国地方整備局長　三浦　真紀